

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県「すいか」検査条例施行規則の一部改正
- ◇告示 肥料取締法に基づく生産登録有効期間の更新臨時種畜検査の実施
- 土地改良区の定款変更等認可
- 右 同
- 土地改良区設立の認可申請
- 町村の廃置分合
- 右 同

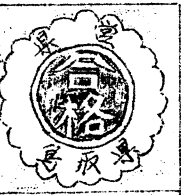
規則

鳥取県「すいか」検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者 木 武
 鳥取県副知事 鈴 武

鳥取県規則第四十七号
 鳥取県「すいか」検査条例施行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式を次のように改める。



- | | |
|------|------------|
| 縦 | 二五、〇ミリメートル |
| 横 | 二五、〇ミリメートル |
| 第一円径 | 二二、〇ミリメートル |
| 第二円径 | 一三、〇ミリメートル |
| 第三円径 | 一一、〇ミリメートル |
| 肉色 | 赤、緑 |

告示

鳥取県告示第二百七十二号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次のとおり肥料の生産登録有効期間を更新した。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 肥料の名称 生産業者の住所氏名

書替事項(有効期間更新)

書替した年月日

二	五、三 茶種油粕	東伯郡倉吉町余戸谷三、〇八二	妻藤 武夫	昭和二十八年七月十五日	昭和三十一年七月十五日	昭和二十八年六月二十三日
四	五、五、茶 種油粕粉末	羽合町久留三二一	山下 増藏	(住所)長瀬村 七月十六日	羽合町 七月十六日	
五	五、三 茶種油粕	気高郡青谷町青谷三、一五五	国田 泰藏	七月十七日	七月十七日	
六	五、〇 茶種油粕	東伯郡倉吉町小鴨	小鴨農業協同組合 組合長 小林 俊治	七月十九日	七月十九日	
二二	五、三 茶種油粕	八橋町徳方五〇六	田中 隆壽	七月二十二日	七月二十二日	
三九	五、三 茶種油粕	羽合町長瀬一、一五九	長瀬農業協同組合 組合長 清水 利一	(住所)長瀬村 七月二十三日	羽合町 七月二十三日	
四二	五、三 茶種油粕	成実村山上二八七	成実村農業協同組合 組合長 高力 勝美	(代表者)足立宗晴 七月二十三日	高力勝美 七月二十三日	
四九	五、三 茶種油粕	上小鴨村古川一六七	上小鴨農業協同組合 組合長 向井 幸樹	七月二十三日	七月二十三日	
五三	四、五 茶種油粕	三徳村大字片栄三	三徳村農業協同組合 組合長 山本 一郎	七月二十三日	七月二十三日	

鳥取県告示第二百七十四号

地方の臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 検査の範囲

生後十二箇月以上の和牛

二 検査日程

検査場所 検査日時

出場区域

気高郡浜村町 七月七日 気高郡一円
 浜村家畜市場 午前十時
 鳥取市鳥取 八日 鳥取市、岩美郡一円

一 五、四 茶種油粕 浦安町上伊勢一三〇 浦安町生産物加工販売組合 組合長 太田 信吉
 七 五、〇 茶種油粕 気高郡宝木村大字宝木八九八ノ一 宝木村農業協同組合 組合長 竹本 武
 一〇 五、〇 茶種油粕 勝谷村大字寺内一三七ノ二 勝谷村農業協同組合 組合長 桑源 吉

八頭郡船岡町	九日	八頭郡一円
東伯郡倉吉町	十日	
浦安	十日 午後三時	東伯郡一円
米子市米子	十一日 午前十時	米子市、西伯郡一円
西伯郡余子村	十一日 午後三時	
余子	十二日 午前十時	日野郡一円
日野郡根雨町		
根雨		

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、大口土地改

良区の定款変更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年六月十八日認可した。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

鳥取県告示第二百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、七箇堰土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年六月十九日認可した。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

鳥取県告示第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、西伯郡淀江町大字淀江松井彦一外十

五人の者から、淀江町淀江土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年六月二十四日から同年七月十三日まで

三 縦覧の場所

西伯郡淀江町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があ

るときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、気高郡神戸村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊美村、松保村、大郷村、吉岡村、千代水村、湖山村、末恒村及び岩美郡倉田村、面影村を廃し、その区域を鳥取市に編入し、昭和二十八年七月一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による鳥取市の人口は九五、八三八人である。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

鳥取県告示第二百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により気高郡青谷町、勝部村、中郷村及び日置谷村を廃し、その区域をもつて新たに青谷町を置き、昭和二十八年七月一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による青谷町の人口は一〇、〇四五人である。

昭和二十八年六月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木

武

昭和四年四月一日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町取

本年度こそは！

良い器材を！！

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な謄写印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒多少に拘らず、御用命下さいませ御願ひ致します。

遠隔地よりの御注文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる孔版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

謄写印刷と材料の
デパート

鳥取 孔版社

本社——鳥取市西町268（日赤前入る）
電 2 7 3 1

出張所——鳥取駅前（うまき旅館前）